

1 妊娠・出産期

(1) 子どもを産み育てるための意識啓発 (1ページ～)

結婚や子どもをもち育てることを身近に感じ、子育てに優しい機運を醸成するための取組として、中学生を対象に「次代の親の子育て模擬体験・ライフデザイン支援(子育て中の母子との交流「赤ちゃん先生」)」を、大学生等を対象に「トータルライフデザイン構築事業(少子化やマネープランについての講義と、「赤ちゃん先生」と子育て中の父子との交流)」を実施した。(事業 No.1101)

⇒平成 29 年度からは、中学生を対象に「いのちの教育」の一環として「赤ちゃん先生」の取組を選択枝の一つとして継続実施している。(事業 No.1334)

(2) 妊産婦の健康保持・増進 (2ページ～)

全妊娠届出者への母子健康手帳交付時に、保健師による面接相談や情報提供を実施した。妊婦に相談先を周知する機会になるとともに、課題のある妊婦の把握・早期支援につながった。(事業 No.1105)

妊婦健康診査の公費助成額を平成 28 年 9 月から総額 12 万円に拡充することにより、経済的負担の軽減を図り、妊産婦の健康保持・増進を推進した。(事業 No.1109)

妊婦とその夫・パートナーには、出産や育児に関する知識を身につける講座を事前予約不要で実施し、妊婦には健診による健康管理を実施することで、安心して妊娠・出産できる体制の充実を図った。(事業 No.1106)

出産後には、保健師、助産師等が訪問指導を実施するとともに、保健師がつどいの広場等に出向き、個別相談を実施することで、育児不安等の軽減に努めた。(事業 No.1108)

産前・産後ホームヘルパー派遣は、利用期間について、母子健康手帳交付後から産後 1 年以内に、利用日数を最大 55 日まで拡充し、利用料について、市民税非課税世帯は減額し、生活保護世帯及び市民税非課税世帯でひとり親家庭は無料とすることで、家事・育児支援の充実を図った。(事業 No.1112)

2 就学前期

(1) 子どもの健康保持・増進 (4ページ～)

乳幼児健康診査を実施し、健康状況の把握・支援、育児不安の軽減、児童虐待の予防・早期発見に向けて取り組んだ。4 か月児健康診査では、ブックスタート事業を実施し、1 歳 8 か月児・3 歳 6 か月健康診査では、親子のふれあい遊びの場を設定した。4 か月児・1 歳 8 か月児・3 歳 6 か月児健康診査の未受診者には地区担当保健師が早期に対応し、受診勧奨、状況把握等を行い、必要な相談支援や機関連携を実施した。(事業 No.1201・1202・1250)

また、離乳食講習会や幼児講習会、出前講座を通して、乳幼児期の食育の推進に取り組んだ。(事業 No.1209)

(2) 就学前教育・保育の充実 (7ページ～)

保育所・幼稚園では、子どもの健康管理、食育の推進、「個」を大切にする保育・教育に取り組んだ。(事業 No.1210・1211・1212・1213)

公立幼稚園 12 か所、私立認定こども園 16 か所、私立幼稚園 3 か所で一時預かり(幼稚園型)、私立保育所 3 か所、私立認定こども園 13 か所、小規模保育事業所 3 か所で一時預かり(一般型)を実施した。そのほか、公立保育所 5 か所、私立保育所 18 か所、私立認定こども園 23 か所、地域型保育事業 15 か所で延長保育を、私立認定こども園 1 か所で休日保育を実施することにより、保育ニーズに対応した。(事業 No.1222・追加・1223・1224)

⇒公立幼稚園 12 か所のうち 5 か所を平成 29 年度より認定こども園化

また、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続をめざし、中学校ブロックごとに連携カリキュラムを作成した。(事業 No.1218)

心理判定員が保育所・幼稚園を巡回し、子どもの観察、発達検査や面談を実施したことで、保護者の子どもに対する理解や子育ての安心感、早期療育につながった。(事業 No.1214)

私立保育所3か所が認定こども園へ移行、私立認定こども園5か所で建替、小規模保育事業所等を4か所新設、公立幼稚園5か所を認定こども園化、待機児童保育室を1か所廃止・1か所新設、地域型保育を15か所で実施することで、学校教育・保育の総合的な提供と、保育の提供体制の充実にに向けて取り組んだ。

(事業 No.1219・1220・1221)

⇒待機児童の解消に向けて、平成29年度より小規模保育事業A型3か所、小規模事業所内保育事業所1か所の新設等を含む保育の受入体制確保により、待機児童数は、平成28年度147人から平成29年度58人となった。

保育・教育の質の向上のため、保育所・幼稚園職員に対する研修を実施し、固定遊具の点検実施により、安全・安心を確保した環境づくりに取り組んだ。

(事業 No.1225・1226)

(3) 子育て支援サービスの充実 (11ページ～)

子育てに関する相談・情報提供については、保育士による乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)、こども相談室、こども健康センター、保育所・幼稚園での地域開放、子育て支援総合センターのほか、地域担当保健師等がつどいの広場に出向いて実施した。(事業 No.1228・1229・1230・1232)

⇒平成29年度より、こども健康センターと子育て支援総合センターを「子育て世代包括支援センター」として開設し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援と相談をワンストップで解決する体制を整備した。公立保育所全5か所に地域支援担当保育士と看護師を配置し、こども健康センター、子育て支援総合センターとあわせて利用者支援事業を計7か所で実施中。(事業 No.1230)

「つどいの広場」を市内15か所、「地域子育て支援センター」を市内7か所で実施し、就学前の子どもと保護者が気軽に集える居場所を提供した。公立の全保育所・全幼稚園で地域開放を実施し、在宅で子育て中の保護者を支援した。

(事業 No.1234)

また、公立保育所、公立幼稚園、公民館、コミュニティセンターで生後1歳未満の子どもと保護者を対象に、「あかちゃんあそび」を開催し、子どもと保護者同士の交流の場を提供した。(事業 No.1255)

子育てサークル等には、子育てサロンや子育てサークルのスタッフが自主的に運営していけるよう、遊びや遊び方を伝える子育てサポーターの派遣や、おもちゃの貸出を行った。(事業 No.1247)

市内3か所・市外4か所(うち乳児院2か所)の児童福祉施設でショートステイを、市内3か所・市外2か所の児童養護施設でトワイライトステイを、私立病院2か所で病児保育を、私立認定こども園2か所で病後児保育を、市内保育所・認定こども園36か所で体調不良児の保育を、そのほかファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、出前型一時保育を実施し、保護者の子育て負担の軽減を図った。(事業 No.1235・1236・1237・1240)

ショートステイ、トワイライトステイについては、市内施設において学校等への送迎サービスを開始した。(事業 No.1235・1236)

⇒子育て世代への支援施策の充実に図るため、12歳までを対象としているこども医療費助成制度を、平成30年度より15歳までに拡充する。(事業 No.1242)

(4) 地域ぐるみの子育て支援 (16ページ～)

子育て支援総合センターやローズWAMでの各種講座、親支援プログラムを実施し、知識の習得と保護者同士の交流を図る場を提供した。(事業 No.1256)

図書館では乳幼児の保護者を対象に読み聞かせ講座を、子どもを対象に、おはなし会を実施した。絵本と出会う機会を4か月児健康診査時や図書館以外の公共施設でも提供した。(事業 No.1251)

市内5ブロックで子育て支援団体等のネットワーク会議を実施し、地区ごとの子育てマップやイベントカレンダーを作成することで、市民への周知・参加促進を図った。子育て支援に関わるボランティア等には、スキルアップ研修を実施した。民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動を市民に周知するとともに、相談スキルアップのために、研修・情報提供を進めた結果、相談支援件数は増加しており、地域での身近な相談相手として定着してきた。

また、地区福祉委員会においても、地域の実情に応じた「子育てサロン」を実施した。(事業 No.1245・1248・1249)

多世代交流センター全5か所では、スポーツ、工芸、芸術活動等、子どもと高齢者がともに体験できる機会を提供した。(事業 No.1253)

(5) 安心して外出できる環境を整備 (21ページ)

保育所、幼稚園、小・中学校、高校等で交通安全教室を実施した。また、公園等の整備や歩道の段差解消等を行った。(事業 No.1259・1260・1261)

3 小・中学校期

(1) 特色ある学校教育の充実 (22ページ～)

学校教育では、「茨木っ子ジャンプアッププラン28」に基づき、学力・体力向上のための各種事業や授業改善の取組を実施した。教職員の指導力向上に向けた各種研修を実施するとともに、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう小・中学校の施設整備の推進を図った。(事業 No.1304・1305)

⇒9年間の成果の積み上げを継承しつつ、持続可能な事業の取組にするための「茨木っ子グローイングアッププラン」を策定し、実行中。(事業 No.1307・1308)

その他、道徳教育・人権教育、環境教育、食育、健康教育、キャリア教育、情報モラル教育などを実施し、いじめ・不登校・暴力行為等の問題行動に対する学校体制の構築を支援するとともに、学校応援サポートチームを派遣し、指導・助言を行ったことで、学校の組織的な取組が進んだ。(事業 No.1303・1306・1313・1314・1315・1319・1331)

スクールソーシャルワーカーを全中学校ブロックに、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置することで、配慮が必要な児童・生徒や家庭への福祉面及び心理面での支援を充実し、教職員が子どもの背景や家庭環境の理解を深めることができた。(事業 No.1316)

教育相談として、保護者、児童・生徒を対象に電話教育相談、面接相談、発達相談を実施し、必要に応じて専門機関の紹介、学校等の関係機関と連携して支援を行った。(事業 No.1309)

不登校傾向の児童・生徒、保護者を対象とした不登校相談も実施し、不登校傾向の児童・生徒を対象にふれあいルームを開設したほか、シャトルスタッフ(家庭訪問指導)やふれあいフレンド(別室登校支援)を派遣し、学校復帰へ向けての足がかりを作った。また、全小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、教育相談体制を充実した。(事業 No.1318)

経済的負担の軽減として、就学援助、山地部児童・生徒通学費補助を実施した。(事業 No.1322・1324)

家庭事情や経済的理由により、高校進学を諦めることのないよう、奨学金を支給した。(事業 No.1323)

⇒就学援助と奨学金について、平成30年度就学予定者に、入学準備金・入学支度金を前倒し(7月→3月頃)で支給する。

(2) 学校・地域・家庭の連携 (27ページ～)

学校だけでは解決困難な事象が発生した場合、学校応援サポートチームが校長に対して、指導、助言、支援を行い、ケース会議等を開催し、具体的な方針や対応を検討した。(事業 No.1325)

全小学校区のボランティア巡視員による見守り活動や通学園路点検により、小・中学生の登下校時の安全が守られた。(事業 No.1326)

環境教育プログラムを小学校15校で活用し、環境の専門家として登録された市環境教育ボランティアや市民団体と協働した環境教育を実施した。(事業 No.1331)

また、小学校区ごとに家庭教育学級を委託し、24学級が開設され、学級生が家庭教育の重要性の理解を深めることができた。(事業 No.1332)

(3) 安全・安心な居場所づくり (29ページ～)

放課後保護者が家庭にいない小学校1年生から3年生(支援学級に在籍し、継続して入室している児童は6年生まで)を対象に、学童保育室を午後7時まで運営した。また、地域の方々の協力を得て、全小学校で放課後子ども教室を実施した。放課後子ども教室には、大学生ボランティアスタッフを派遣することにより、運営体制の充実を図った。(事業 No.1336・1337)

そのほか、多世代交流センターでは、小学生を対象としたフリールームを西河原・葦原で、中高生を対象とした学習室を福井・西河原・葦原・沢池で開設した。(事業 No.1335)

防犯面では、自治会が補助を活用して、平成26年度20台、平成27年度25台に続き18台の防犯カメラを設置した。また、市内全32小学校区の通学路付近に合計320台の防犯カメラを設置し、犯罪の抑制を図った。(事業 No.1341・追加)

〔4〕子どもの視点を取り入れた社会づくり (30ページ～)

小学1年生と中学1年生を対象に、児童の権利条約について記載したカレンダーを作成・配付した。小学4年生から中学生の親子を対象に、「災害から命を守ろう」をテーマに、まちづくりに関心をもてるような機会を提供した。また、市内4校、85人の小学生に市政の取組について説明するとともに、中高生・大学生からも、市政に対する意見を聴き、その一部を実現した。(事業 No.1343・1344・1345)

4 青年期

〔1〕若者の自立支援 (31ページ～)

子ども・若者支援地域協議会の各構成機関では、子ども・若者支援の相談窓口であるという共通認識を持って対応した。子ども・若者自立支援センターは、「茨木プラッツ」から「くろす」に変わり、ひきこもり・ニート・不登校をはじめとした生きづらさを抱えた子ども・若者とその保護者の専門支援を実施するとともに、各機関の支援困難ケースに対し、ケース会議を開催して機関連携をコーディネートする等、支援者支援の視点も持って、協議会の指定支援機関としての役割を担った。(事業 No.1402・1403)

また、子ども・若者の支援機関向けと保護者向けそれぞれに講習会を開催し、顔の見える関係性をもつ機会を作った。(事業 No.1405)

大学奨学金利子補給事業を実施し、大学卒業後の若者の経済的負担を軽減した。(事業 No.1405)

〔2〕青少年の健全育成 (33ページ～)

各中学校区の青少年指導員が巡回街頭指導等を実施した。また、青少年健全育成団体の活動を支援することで、地域の実情に応じた取組が実施された。(事業 No.1408)

〔3〕体験活動の充実 (35ページ～)

青少年野外活動センターでは、主に青少年を対象とした事業を実施し、小学校自然宿泊体験学習の受入を行うとともに、キャンプカウンセラー(大学生)の育成を行うことで、子どもと若者の交流、体験、成長の機会となった。(事業 No.1411)

また、上中条青少年センター主催事業として、ものづくり体験、吹奏楽の鑑賞、高校生バンドの発表の機会を設け、青少年の豊かな体験活動の機会を提供した。(事業 No.1412)

社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

1 ひとり親家庭支援 (36ページ～)

ひとり親家庭に対しては、ひとり親自立支援員が、福祉資金貸付、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度を活用し、関係機関と連携しながら、個々の状況やニーズに応じて自立・就労に向けた支援を実施した。(事業 No.2101・2109・2112)

児童扶養手当現況届受付会場では、介護職員初任者研修、学習・生活支援事業、JR通勤定期乗車券や万博公園内施設の割引制度の情報提供を実施した。(事業 No.2102)

保育所等利用調整指数表に基づき、ひとり親家庭の加点項目を設け、優先受け入れを実施したことで、ひとり親家庭の待機児童数が減少した。(事業 No.2103)

2 障害のある子どもを養育する家庭への支援 (39ページ～)

1歳8か月健康診査後、養育を必要とする幼児にすくすく教室で早期療育、相談・指導・援助を実施するとともに、発達障害への理解を促すため、市民講演会を実施した。また、3歳半～5歳児には、ばら親子教室で、年々増加傾向にある幼稚園・保育所等に在籍しながらの療育支援にも対応した。(事業 No.2201・2202)

子どもの成育歴や相談歴等を記入していくための市内共通のプロフィールブック「いばらきっ子ファイル」を活用することで、療育等の支援を受ける児童の保護者が、支援機関が変わるたびに生育歴等を繰り返し尋ねられる負担を軽減した。(事業 No.2205)

教職員・管理職を対象に支援教育研修を実施した。小・中学校で教職員を対象に、巡回相談を実施するとともに、教育センターで保護者・教職員を対象に、発達相談・特別教育相談を実施した。また、就学前幼児を対象に、ことばの悩みについての相談を実施した。障害のある児童とその保護者への相談を、子育

て支援課のケースワーカーが対応することで、きめ細かな相談支援、情報提供ができてきた。(事業 No.2206・2207)

公私立保育所共に障害児保育を実施し、要配慮児童の数・状況に応じ加配保育士を配置し、個別支援計画を作成して支援した。(事業 No.2217)

支援学級介助員を小学校に 86 人、中学校に 24 人配置し、通常学級における発達障害等のある支援を要する児童・生徒の学習・生活を支援する支援教育サポーターを小学校に 35 人、中学校に 14 人配置することで、障害のある児童・生徒が、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう必要な支援・介助ができた。(事業 No.2208)

障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた保育所・幼稚園・小学校・中学校間の円滑な移行を図るため、個別の教育支援計画と指導計画を作成し、就学・進学先に引き継いだ。(事業 No.2218)

小・中学校の支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し、就学を奨励した。(事業 No.2220)

学童保育室では、障害のある児童を小学 6 年生まで受け入れ、指導員の支援スキル向上のため継続的な研修を実施した。(事業 No.2212)

就学前児童には児童発達支援、就学児童には放課後等デイサービスに係る通所給付決定を行った。また、自立支援給付や地域生活支援事業を実施し、障害児の日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図った。(事業 No.2214・2215)

障害者差別解消法や障害者が利用できる制度等について、出前講座、パンフレットの作成・設置、職場主催研修等により庁内外に積極的に啓発活動を行い、理解促進を図った。(事業 No.2213)

3 児童虐待防止 (44 ページ～)

要保護児童対策地域協議会において、児童虐待対応と防止のために、会議や研修等を実施するとともに、関係機関で対応・対処した。(事業 No.2303)

⇒増加の著しい児童虐待の通告、台帳管理に対応するため、平成 29 年度より児童虐待対応強化支援員を配置し、協議会の機能強化を図る。

要保護児童のいる家庭に対し、訪問や面接による相談等を実施し、支援サービスを提供するとともに、民生委員・児童委員等への見守り依頼等を実施し、保護者の不安や負担の軽減を図った。(事業 No.2304)

配偶者暴力相談支援センターで DV 相談を通して、被害者と被害児童が安心して暮らせるよう情報提供や自立支援等を実施した。(事業 No.2305)

4 外国人など配慮が必要な家庭への支援 (45 ページ～)

帰国・渡日の児童・生徒への支援として、適応指導教室を郡山小学校と上中条青少年センターで実施し、保育所・幼稚園・学校からの要請に応じて保護者に対する通訳者や授業通訳者を派遣した。(事業 No.2401)

5 子どもの貧困対策 (46 ページ～)

※「未来は変えられる」プロジェクトについては「未来はかえられる」～子どもの貧困対策～平成 28 年度(2016 年度)実施状況報告書に掲載

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の展開

1 意識啓発 (46 ページ～)

勤労者や事業主を対象に、雇用・労働関係セミナーを実施するとともに、啓発活動を行った。(事業 No.3103)

ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画について記載したカレンダーを作成し、小学 1 年生と中学 1 年生に配付した。また、男女共同参画啓発のための講座や、男性の家庭や生活への積極的な関わりをすすめる講座を実施し、男性の家庭生活への参加促進、コミュニケーションの充実・ネットワーク作りの支援を図った。(事業 No.3101)

⇒平成 29 年度は父親の子育て参画促進のための事業も実施。

相談を中心とする子育て世代向け就労支援フェア、再就職応援セミナー、仕事なんでも相談を実施し、女性の職場復帰や再就職を支援した。(事業 No.3106)

2 職場環境の改善に向けた支援 (48ページ～)

市長が「イクボス宣言」を行い、男性職員の育児休業取得促進に向けた環境整備を進めている。その取組として、主査昇任考査受験資格における必要経過年数から、育児休業・介護休暇取得期間の除算を廃止し、昇任の不利益とならないようにした。